

「あいわ訪問看護ステーション」

医療保険 訪問看護サービス
重要事項説明書

当施設は医療保険の指定を受けています

(第4090433号)

社会福祉法人 愛 和 会

ローズコミュニティ・緑地

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から土曜日までとする。但し、日曜、祝日、12月30日から1月3日においては計画的な訪問を行うこととする。
サービス提供時間	月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 平岩 恵子
---------	-----------

職種	職務内容	人員数
管理者	管理業務	1人
看護師	訪問看護計画書に基づいたサービスの提供 訪問看護計画・報告書の作成	7人
理学療法士 作業療法士	訪問リハビリテーション計画書に基づいたサービスの提供 訪問リハビリテーション計画書・報告書の作成	4人

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

1. 訪問看護・訪問リハビリテーション計画書の作成
2. 訪問サービスの提供
1) 病状、障害の観察
2) 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
3) 褥創の予防、処置
4) リハビリテーション
5) ターミナルケア、認知症患者の看護
6) 療養生活や介護方法の指導
7) カテーテル等の管理
8) その他医師の指示による医療処置

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

サービス提供に対する自己負担の利用料金は別紙『訪問看護利用料金』に定める通りとします。

(3) キャンセル及び訪問日時の変更について

利用者の都合によりサービス利用をキャンセルする場合、またはサービス利用日時の変更変更を希望される場合は、サービス実施日の前日(その日が日曜日、祝日、12月30日～1月3日にあたる日はその前日)までには事業所に申し出て下さい。

7 高齢者虐待防止について

利用者等の人権擁護・虐待の防止について	<p>事業者は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施に取り組みます。 ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ・業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護や成年後見制度の利用に取り組める環境の整備に努めます。
虐待防止に関する責任者	管理者 平岩 恵子

8 身体的拘束等の原則禁止について

身体的拘束等の原則禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組みます。 ・事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないように努めます。やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載します。
身体拘束に関する責任者	管理者 平岩 恵子

9 感染防止について

感染防止に関する考え方と対応について	<ol style="list-style-type: none"> 1.感染症にかかる業務継続計画を作成します。 2.感染症に係る研修を定期的に(年1回以上)行います 3.感染症が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。 4.感染状況下においても、できる限り通常通りの訪問看護サービスを提供するよう努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ全員、毎日検温を行い症状(37.5℃以上の発熱・咽頭痛・咳・だるさ等)がある場合は自宅待機とします。 ・研修会を含め多く人が集まる会への参加については、必要に応じて感染予防対策を行います。 ・スタッフは訪問時手洗いを徹底しマスク着用、必要に応じてガウンを着用して感染予防に努めます。
利用者と家族へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族で、症状(37.5℃以上の発熱・咽頭痛・咳・だるさ等)がある場合は、当ステーションまでご連絡下さい。 ・出勤困難な職員が出た場合は、訪問時間を調整させていただくか、訪問を中止せざるを得ない事があります。 ・利用者が感染症を疑われた場合は、主治医と相談し対応させていただきます。

10 非常災害対策について

事業者は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1.災害に係る業務継続計画を作成します。
- 2.災害に係る研修を定期的に(年1回以上)行います
- 3.災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。

訪問看護利用料金について

《基本利用料》

- ・基本医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料金が減額または免除されます。
- ・医療保険証による訪問看護は、一部負担割合により1割・2割・3割と異なります。
- ・1週間とは日曜日から土曜日までをいいます。
- ・自己負担額は、下記該当項目を合計した額の10円未満の端数を四捨五入した金額となります。

基本料金（一般の医療保険・精神科医療保険）		
基本療養費Ⅰ (1人の利用者に訪問)	管理療養費 (安全な提供体制を整備し計画的・継続的に管理)	1回の基本料金 基本療養費ⅠおよびⅡ ＋ 管理療養費
基本療養費Ⅱ (同一建物内の複数の利用者 を訪問)		
基本療養費Ⅲ (外泊時の患者に訪問)		厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算算定対象者、試験外泊の必要性がある場合外泊中に訪問看護を行った場合に入院中に1回のみ算定。 ただし厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算算定対象者は入院中2回まで算定可。

《各種加算》

該当する加算項目について、利用者・家族の同意を得た上で算定します。
各種加算については、次ページで説明します。

《オプション料金》

- ・時間外料金(営業時間外の追徴料金で基本利用料とは別に加算されます)
日曜日、祝日の訪問時間が 30分まで 2,000円(内税)
60分まで 4,000円(内税)
90分まで 6,000円(内税)
90分を超える場合には相談に応じます
- ・保険制度を利用しない場合の利用料
健康保険に基づく訪問看護療養費に沿った算定額の10割となります。
なお、4回目以降/日については複数回訪問(2回)の10割に準じます。

その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、以下の通り交通費を請求いたします。 ・自動車を使用した場合の交通費 通常の事業の実施地域から片道5キロメートル以上 500円 ・有料公共交通機関を利用した場合の交通費 実費相当額
衛生材料等	実費をご負担願います。
エンゼルケア	ご希望により亡くなられた後の身体ケアを行います。 実費10,000円～12,000円(内税)をご負担願います。

医療保険訪問看護サービス重要事項説明書の説明について

説 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

詳細内容について、利用者に説明を行ないました。

事業者	所在地	豊中市寺内1丁目1番10号
	法人名	社会福祉法人 愛和会
	事業所名	あいわ訪問看護ステーション
	事業所責任者	管理者 平岩 恵子
	説明者氏名	

詳細内容について、事業者から説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

2024(令和6)年6月 改訂版
2024(令和6)年11月 追記